

2023年

4月改訂

# 児童通所支援 利用マニュアル



## 1 児童通所支援とは

児童通所支援とは、児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

### ● 児童発達支援



- ・ 心身の成長や発達が気になる未就学児が対象
- ・ 日常生活における基本的な動作指導、集団生活への適応訓練等を行います。
- ・ 家族への支援(子育てに関する相談、子育ての仲間作り、憩いの場の提供等)を行います。

### ● 放課後等デイサービス

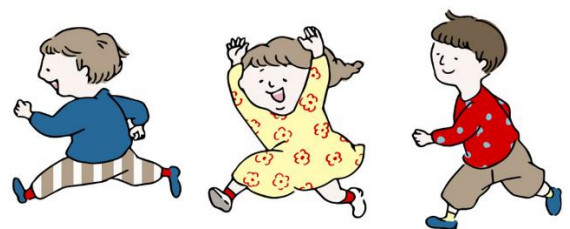


- ・ 心身の成長や発達が気になる就学児(小・中・高校生)が対象
- ・ 生活能力向上のための訓練、日常生活の動作指導、集団生活への適応訓練等を行います。
- ・ 家族への支援(子育てに関する相談、子育ての仲間作り、憩いの場の提供等)を行います。

### ● 保育所等訪問支援



- ・ 心身の成長や発達が気になる未就学児および就学児(小・中・高校生)が対象
- ・ 通っている教育機関に専門スタッフが訪問し、日常生活動作の支援、コミュニケーション能力向上のための支援を行います。あわせて、教育機関の支援者への指導や助言を行います。
- ・ 教育機関とは、保育所、幼稚園、こども園、小中学校、特別支援学校、放課後児童クラブなど



## 2 利用までのながれ

STEP  
01

### 相談

子どもの心身の状態、生活状況、希望するサービスの内容などについて、市(社会福祉課)へ相談してください。

STEP  
02

### 申請

市(社会福祉課)および各地域振興局市民福祉課の窓口で申請できます。申請書類は各窓口にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。また、申請される際に、市職員からお子様の心身の状況やご利用の意向などの聞き取りがあります。

● 申請書類

- ア 障害児通所給付費 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- イ 障害児相談支援給付費支給申請書(※セルフプランの方は不要)
- ウ 障害児相談支援依頼(変更)届出書(※セルフプランの方は不要)
- エ 世帯状況・収入申告書

STEP  
03

### 計画作成

児童通所支援を利用するためには、「サービス等利用計画」の作成が必要になります。作成方法は2通りあります。

**方法1** 市内の相談支援事業所(P5 掲載)へ依頼し、相談支援専門員の作成を希望する場合

- 手順① 相談支援事業所へ相談する
- ↓
- 手順② 相談支援専門員と面談・事業所見学など
- ↓
- 手順③ 相談支援専門員が市(社会福祉課)へ利用計画を提出

**方法2** セルフプラン(ご家族による作成)を希望する場合

- 手順① 市(社会福祉課)または各地域振興局市民福祉課からセルフプラン様式をもらう(市ホームページからもダウンロードできます。)
- ↓
- 手順② ご家族が事業所見学やサービスの利用調整を行う
- ↓
- 手順③ ご家族がセルフプランを作成し、市(社会福祉課)または各地域振興局市民福祉課へ利用計画を提出

STEP  
04

## 受給者証発行

---

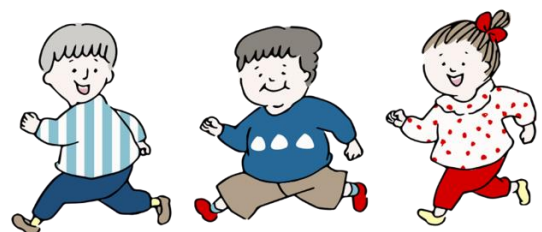
市(社会福祉課)から決定通知書と受給者証がご自宅へ送付されます。

STEP  
05

## 契約

---

事業所へ受給者証を持参し、利用に関する契約を行ってください。



### 3 利用にかかる費用

Q

利用した場合  
費用はどれくらいかかるの？

A

費用負担は1割です。  
費用負担に上限額(月額)も  
あります。

区分		月額負担上限額
市民税非課税世帯 生活保護受給世帯		0円
市民税課税世帯	世帯の市民税所得割 28万円未満	4,600円
	世帯の市民税所得割 28万円以上	37,200円

Check!!

#### 未就学児の多子軽減措置

児童通所支援を利用する小学校就学前のお子さんが2人以上いて、第1子が保育園、幼稚園、認定こども園、児童通所支援などに通っている場合、原則、第2子の児童通所支援の利用者負担額は半額、第3子以降は無償となります。詳細については、市(社会福祉課)にお問合せください。

Check!!

#### 就学前児童発達支援の無償化

満3歳になって初めての4月1日から3年間は、利用者負担上限月額に関わらず、利用者負担が無償となります。利用者負担外の費用(医療費や食費等の実費で負担するもの)は、お支払いいただくことになります。

#### 4 市役所の窓口

担当部署	所在	電話 FAX
豊岡市 社会福祉課	〒668-0046 豊岡市立野町 12-12	0796-24-7033 0796-24-4516
豊岡市 城崎振興局 市民福祉課	〒669-6195 豊岡市城崎町桃島 1057-1	0796-21-9066 0796-32-0007
豊岡市 竹野振興局 市民福祉課	〒669-6292 豊岡市竹野町竹野 1585-1	0796-21-9074 0796-47-1850
豊岡市 日高振興局 市民福祉課	〒669-5391 豊岡市日高町祢布 920	0796-21-9055 0796-42-1120
豊岡市 出石振興局 市民福祉課	〒668-0292 豊岡市出石町内町 1	0796-21-9027 0796-52-3610
豊岡市 但東振興局 市民福祉課	〒668-0393 豊岡市但東町出合 150	0796-21-9033 0796-54-1005

#### 5 市内の相談支援事業所一覧

事業所名	所在	電話 FAX
豊岡市障害者相談支援事業所	〒668-0046 豊岡市立野町 12-12	0796-26-6060 0796-26-6070
北但広域療育センター 相談支援事業所びあほくたん	〒668-0065 豊岡市戸牧 1029-11	0796-22-8688 0796-22-8811
出石精和園相談支援事業所	〒668-0221 豊岡市出石町町分 212	0796-52-5288 0796-52-5322
相談支援センター絆	〒668-0325 豊岡市但東町佐々木 1390-1	0796-20-3081 0796-52-5322
たじま聴覚障害者センター 相談支援事業所	〒668-0045 豊岡市城南町 23-6	0796-24-8008 0796-24-8288